

平成24年2月
門 司 税 関

関 係 各 位

反復使用される容器の使用に係る費用の
関税評価上の解釈・取扱いの変更について

標記のことにつきましては、平成24年3月5日以後の日を法令適用の日とする輸入貨物について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせいたします。

記

反復して使用される容器（以下「通い容器」という。）が輸入貨物を収納して輸入される場合であって、当該輸入貨物の買手が通い容器の使用に係る費用（レンタル料等）を負担しているときは、当該費用は、当該輸入貨物の運搬具に係る費用として、関税定率法第4条第1項第1号に掲げる当該輸入貨物に係る輸入港までの運賃等に該当するものとして取り扱ってきたところです。

近年の通い容器の機能等の多様化に伴い、今般、上記輸入港までの運賃等に含まれる輸入貨物の運搬具に係る費用について再検討した結果、主たる機能から、包装容器であると判断される通い容器については、今後の輸入（納税）申告においては、輸入貨物の運搬具に該当しないものとして、当該通い容器の使用に係る費用を当該輸入貨物の課税価格に算入しない取扱いに変更することとしました。

なお、通い容器が輸入貨物の運搬具又は包装容器のいずれに該当するかについては、コンテナに関する通関条約第1条(b)に規定するコンテナの要件に該当するか否かで判断して差し支えありません。

<問合せ先>

門司税関業務部関税評価官

TEL 050-3530-8385